

平成 26 年 3 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 26 年 3 月 14 日（金） 午前 9 時 30 分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
荒川由美子	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	渡辺大雄
教育総務部総務課長	大川佳久
教育総務部教育政策担当課長	菱沼孝
教育総務部生涯学習課長	原田修二
教育総務部教職員課長	栗原裕
教育総務部学校管理課長	菅野智
学校教育部長	小田部英仁
学校教育部教育指導課長	渡辺文
学校教育部支援教育課長	三浦昭夫
学校教育部学校保健課長	藤井孝生
学校教育部スポーツ課長	伊藤学
中央図書館長	小貫朗子
博物館運営課長	稲森但
美術館運営課長	佐々木暢行
教育研究所長	市川敦義

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に 青木委員を指名した。

- 議案「市立中学校教諭の処分内申について」の追加提出があり、追加審議を提案、「総員挙手」をもって日程第5 議案第13号として追加審議することを決定。

- 日程第5 議案第13号は人事案件のため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

(青木教育長)

それでは平成26年2月8日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

初めに、大雪による学校への影響についてです

2月は記録的な大雪が2回もありました。2月8日の大雪では、養護学校がバスターミナルへの積雪により10日を休校としました。また、14日の大雪の際には、小・中・特別支援学校25校が午後の授業を切り上げ、下校いたしました。

次にインフルエンザによる学級閉鎖についてです。今年はインフルエンザによる学級閉鎖数がたいへん多くなっています。3月7日時点でのインフルエンザによる臨時休業は14校23学級で、累計では、56校274学級で臨時休業となりました。なお、1年前の同日では臨時休業の学校はなく、シーズン全体でも39校89学級の臨時休業でした。

次に「学校教育賞」についてです。

本年度は、2次にわたる審査の結果、実践・企画部門に応募された2点の作品が「奨励賞」に決定し、2月21日に表彰式を行いました。

1つの作品は、創立140周年の記念行事に向け、総括教諭を活用し、学校一丸となって取り組んだ実践記録、もう1つの作品は、小規模小学校から中学校に進学する際に「中1ギャップ」を起こさぬよう、きめ細かな取り組みで学力向上などを図った9年間の実践記録です。

どちらの作品も、教職員の熱意ある取り組みをまとめたもので、市内に広く発信し、教職員の意識を高めることにつなげたいと思います。

次に、現在行われております市議会第1回定例会についてです。2月25日より4日間にわたり行われました本会議において、代表質問、個人質問と多数の質問があり、答弁いたしました。現在、教育福祉常任委員会で審議が続いております。

次に、3月5日に行いました市立学校長会議についてです。教育長就任から初めての市立学校長会議でしたので、私の所信表明をしました。各課より年度末、新年度に向けての連絡事項を伝達いたしました。

最後に、教職員の新規採用の状況についてです。

本日（3月14日（金））、新規採用教職員及び管外採用教職員の説明会を行います。今年度末に106名が退職することもあり、平成26年度は114名の新規採用者及び5名の管外採用者を迎える予定です。

教育公務員としての自覚を持ち、保護者や地域から信頼される教職員となるよう、人材育成に努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

（質問なし）

日程第1 議案第9号 『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

（総務課長）

議案第9号「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について」説明させていただきます。

今回の改正は、附属機関の廃止、教育委員会におけるプロジェクトチームの設置及び、その他所要の条文整備を行うために、この規則を改正するものです。

それでは、議案第9号の4ページをご覧ください。こちらは改正議案の朱書きですが、朱書きに沿ってご説明いたします。

まず、第22条「附属機関」につきましては、指定管理者の選考が終了しましたので、（2）条例によるもののうち、「生涯学習センター指定管理者選考委員会」及び「体育会館指定管理者選考委員会」を削除します。これは、今年度予定していた生涯学習センター及び体育会館の指定管理者の選考が終了し、選考に係る事務も終了しましたので、2つの附属機関を事務分掌規則から削除するものです。なお、指定管理者選考のための附属機関については、市の事務分掌規則も同様の取り扱いとなる予定です。

次に、A3版横長の5ページをご覧ください。第23条を第27条と改め、第

23 条から第 26 条に、プロジェクトチーム設置の規定を定めます。これまで、教育委員会が任命しているプロジェクトチームの設置は、市の事務分掌規則の規定を準用しておりましたが、教育委員会の重要課題の解決のために設置するプロジェクトチームの根拠規定を、より明確にするために、今回改正を行うものです。なお、追加する条文は 5 ページ右側に記載の第 23 条から第 26 条のとおりです。

以上で「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について」の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(森武委員)

1 点、まず質問させていただきたいのですけれども、指定管理者選考委員会を今回はずすということで、それは市長部局と同様の扱いだということですが、そうしますと、これはまた次の選考があるときに改めて設置するという形で、何年度かに一度つくって、終わると廃止するという考えでよろしいのでしょうか。

(総務課長)

おっしゃるとおり、4 年後に指定管理者選考という時期が来ますので、その際に事務分掌規則を改正し、追加をさせていただきます。

(齋藤委員長)

このプロジェクトチームですけれども、例えば、現在のどのようなものがこれに該当することになるのでしょうか。

(総務課長)

現時点で動いている部分では、美術館運営改革検討プロジェクトチームというプロジェクトチームがございます。

討論なく、採決の結果、議案第 9 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 2 議案第 10 号『横須賀市教育委員会公印規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(美術館運営課長)

議案第 10 号 横須賀市教育委員会公印規則中改正について、説明させていただきます。

この改正は、新たな形式及び寸法の公印を加えることとともに、所要の条文整備をするために、規則の改正をするものです。

資料の 3 ページをご覧ください。第 3 条、公印の名称等につきまして、新たな形式、寸法の横須賀美術館長の印を追加いたします。

5 ページをご覧ください。横須賀美術館長の印について、現在、横書き、寸法 21 ミリメートルの印がございますが、賞状等への押印に適さないため、縦書き、寸法 35 ミリメートルの新たな種類を追加いたします。監守者は、美術館運営課長と定めます。なお、追加する横須賀美術館長の印以降の形式番号を 1 つずつ繰り下げます。

以上で、横須賀市教育委員会公印規則中改正についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(森武委員)

美術館長の印を追加するというのは、全くこれでいいと思うのですが、直接関係ないかもしれないのですけれども、現在、美術館の館長というのとはどういう扱いになっておりますか。

(美術館運営課長)

教育総務部長が兼務しているところであります。

(森武委員)

そうしますと、事務を取り扱っているのではなくて、館長は総務部長ということではよろしいのでしょうか。

(美術館運営課長)

そのとおりでございます。

討論なく、採決の結果、議案第 10 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 3 議案第 11 号 『学校職員安全衛生委員会規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは議案第 11 号 「学校職員安全衛生委員会規則中改正について」をご説明いたします。

現在、学校給食調理員、学校用務員、横須賀総合高等学校において安全衛生委員会を設置し職員の健康や職場環境、危険防止などについて報告や対策を行っております。

そして、それ以外の学校職員のための委員会設立の検討について、平成 25 年 4 月に「教職員安全衛生委員会設立準備委員会」を立ち上げて労使による検討を重ねた結果、合意いたしましたのでこのたび規則改正を行い安全衛生委員会を設置するものです。

それでは規則改正の内容についてご説明させていただきます。

議案書の 1 ページと 2 ページをご覧ください。

改正いたしますのは、「学校職員安全衛生委員会規則」第 1 条第 1 項並びに別表です。

次の 4 ページから改正の「朱書き」になります。「朱書き」に沿ってご説明いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。

まず、第 1 条ですが、職員の一部について安全衛生委員会を設置しておりましたが、このたびすべての学校に勤務する職員が対象となりましたので限定を削除するものです。

続きまして 5 ページの見開きをご覧ください。

別表の改正になります。右側 上段は新たに付設しました (1) の所管事業場に、労働基準法による事業場の扱いを明記したものです。そして、次の (4)、(5) はこのたび新たに設置することになります安全衛生委員会です。(4) は労働安全衛生法に基づき、各学校において給食調理員を除く職員 50 人以上で設置し、名称は「安全衛生委員会」の前に学校名を付けたものとします。

さらに (5) は法による設置義務はありませんが、50 人未満の学校をまとめて、1 つの委員会を設置し「安全衛生委員会」に準じた活動を行うこととし、名称は「横須賀市立学校教職員安全衛生委員会」とします。

なお、施行日は平成 26 年 4 月 1 日とします。

以上で説明を終えさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(三浦委員)

安全衛生委員会の構成メンバーというのは、どういうふうになりますか。

(教職員課長)

50人以上の学校におきましては、校長が総括安全衛生管理者、教頭が安全管理者となります。衛生管理者といたしまして、衛生管理者資格取得者ということで、校内の保健体育や養護教諭を選任していただきます。あと、産業医。産業医にかかわっては教育委員会で委嘱します。あと、教職員の代表という形を考えております。

50人未満の部分、横須賀市全体をまとめたものに関しましては、総括安全衛生管理者を教育総務部長、安全管理者を教職員課長、衛生管理者を衛生管理者資格所有者、産業医は同じでございます。あと、教育委員会から教育委員会の代表者2名。あと、学校代表者として小・中の校長各1名、あと、教職員代表を入れて考えてございます。

どちらにしろ、事務局員にかかわっては教職員課職員がやる予定でございます。

(青木委員)

具体的に、(4)に該当する学校はどこでしょうか。

(教職員課長)

50人以上の学校といたしましては、平成26年の4月に最終的な学級数確定数字となりますが、今のところ中学校で1校、浦賀中学校が該当するようになります。

(荒川委員)

(4)にしろ(5)にしろ、各学校で、例えば校務分掌表などに位置づけて、そこに誰が入っているかというようなこともちゃんと明示しなければならないということはあるのでしょうか。

(教職員課長)

50人以上の学校で学校独自の委員会を設立する学校に関しては、校務分掌表に位置づけていただくようになりますが、それ以外の学校に関しては、校長が総括安全衛生管理者、教頭が安全管理者というところでは、特に分掌表に位置づけていただく必要はないということです。

(森武委員)

2点お伺いしたいのですけれども、まず1点ですけれども、先ほど、例えば(4)のところメンバーの構成を挙げていただきましたけれども、メンバーを足すと3名を超えるような気がするのですが、ここで書かれている委員の数

というのは、どこまでの方を委員としているのでしょうか。

(教職員課長)

50人以上というところでございますか。

(森武委員)

はい。例えば、50人以上で3名というところですよ。

(教職員課長)

50人以上3名のところにかかわっては、校内選出の教職員代表の3名という形になります。

(森武委員)

そうしますと、今おっしゃった管理責任者とか管理者とかあるいは産業医というのは、この委員ではないということよろしいのでしょうか。

(教職員課長)

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者が左側の人数になりまして、右側の人数が教職員代表という形になります。

(森武委員)

わかりました。そうしましたら、この3名と3名で合わせて6名で構成するというので、理解いたしました。

もう1点なのですけれども、今回追加される50名以下のところを全てまとめて一つにということで、(5)に相当するところなのですけれども、これはこの労働安全衛生法ではどのように規定されているのでしょうか。

(教職員課長)

労働安全衛生法では特に設置義務はございませんが、同様に横須賀市全体を考えていきたいと思っております。

(森武委員)

今、確認したかったのは、設置義務があるのは50名以上で、例えば50名以下にもこの法で置くことができると書かれているのか、全くそれはもうその言葉自体がないのか、どちらなのでしょう。

(教職員課長)

置くことができるということで、特に置く義務はないことになります。

(森武委員)

わかりました。そうしますと、置くことができると法律には書かれているという理解でよろしいのでしょうか。

(教職員課長)

はい。

(三浦委員)

これは、全く新しい条例といいますかそういうものなのですか。今までかわるものが何かあったというのではないのでしょうか。

(教職員課長)

今までは、高等学校と用務員、給食調理員にはございましたが、一般の教職員にかかわっては設置をされておられませんでしたので、それを検討して、横須賀市に勤務をする教職員全体という形では初めての設置ということになります。

(三浦委員)

普通の、要するに会社の人たちはもうあるのですよね。だから、今まで学校の先生たちはそういうものがなかったけれども、やっぱり安全衛生上こういうものをつくったほうが良いということになったと解釈してよろしいのですか。

(教職員課長)

委員のおっしゃるとおりでございます。

討論なく、採決の結果、議案第 11 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 4 議案第 12 号 『社会教育指導員設置規則廃止について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第 12 号「社会教育指導員設置規則の廃止について」説明いたします。

社会教育指導員は、昭和 47 年より、社会教育の特定分野についての直接指導や学習相談を行ったり、社会教育団体の指導育成を、公民館、生涯学習課、スポーツ課で、行ってきました。

しかしなら、事務事業の見直しの中で、随時社会教育指導員の設置を見直してきました。公民館においては、平成 20 年度に公民館事業を市民部に移管した際に廃止し、また生涯学習課においては、P T A等の団体指導を行っていた指導員を、平成 13 年に団体の事務局が独立した際に、廃止してきました。現在は、スポーツ課において「はつらつ体操教室」の運営業務を行っておりますが、運営方法の見直しを行い、4 月より、業務委託とし、社会教育指導員が不在となるため、この規則を廃止するものです。

規則の施行期日は、公布の日としております。

以上で「社会教育指導員設置規則の廃止について」の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(質問なし)

討論なく、採決の結果、議案第 12 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項の聴取を宣言

報告事項(1)『旧上の台中学校施設を鴨居中学校に編入すること等について』

(教育政策担当課長)

それでは、『旧上の台中学校施設を鴨居中学校に編入すること等について』ご報告いたします。

「1 旧上の台中学校について」「(1) 鴨居中学校への編入について」

平成 23 年 4 月に、鴨居中学校と統合し閉校となりました旧上の台中学校跡地につきましては、平成 25 年 5 月の教育委員会定例会で、学校として残す敷地及び施設を鴨居中学校に編入することについて、ご説明させていただきました。

このことについて、学校として残す施設と売却用地とのインフラの分割や施設供用に必要な設備等の工事が平成 26 年 3 月末に終了する予定のため、売却用地を除く、旧上の台中学校敷地及びグラウンド・体育館・特別教室棟等の施設を、平成 26 年 4 月 1 日に鴨居中学校へ編入します。

「(2) 編入する学校施設の呼称について」、右の旧上の台中学校配置図をご覧ください。

旧上の台中学校のグラウンド及び体育館の呼称は、鴨居中学校とも相談した結果、それぞれ、鴨居中学校「第2グラウンド」「第2体育館」としたいと思えます。なお、旧特別教室棟につきましては、小体育室、会議室等として使用する予定です。

次に、統合により廃校となった旧光洋小学校と旧平作小学校について、現状と今後の予定を簡単に、ご報告させていただきます。

「2 旧光洋小学校について」、現在、売却用地について、売却先と交渉を行っており、売却先決定後、地域開放は中止とします。なお、地域開放の際に体育館のトイレを使用しているため、地域開放終了後、体育館の解体工事に着手する予定です。

「3 旧平作小学校について」、現在、跡地利用方針について、市長部局において検討中です。跡地利用方針が決定するまでの間は、グラウンド・体育館の地域開放を継続する予定です。

以上で、『旧上の台中学校施設を鴨居中学校に編入すること等について』の報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(2)『人的支援運用改善検討会議報告書について』

(教育政策担当課長)

それでは、人的支援運用改善検討会議の報告書についてご説明いたします。

学校の多忙化という喫緊の課題を受け、「先生方が子どもと向き合う時間」を確保できるようにするための方策について検討するために、平成23年度に、「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」を設置いたしました。そして、検討委員会の委員の皆様にお力をお借りし、「教員が子どもと向き合う環境づくり」に向けた提言をいただきました。

この提言の中で、課題の一つとしてあげられている「人的支援」について、方策の方向性を具体化するために、「人的支援運用改善検討会議」を開催させていただきました。本報告書は、この会議における検討内容をまとめたものとなります。

この検討会議では、小学校代表、中学校代表、ろう学校、養護学校の4名の校長先生方にお集まりいただき、各課の主査指導主事をメンバーに含め、非常勤職員として配置されているさまざまな職種の人的支援について、より教育効果を上げる観点から、学校実態に即した選択と集中を行うため、その在り方について、検討していただきました。

3 ページから 5 ページをご覧ください。検討いただいた内容を、「支援職員の力を十分に生かすために」「支援職員の人員・時間の不足に対応するために」「支援職員の役割の理解を深めるために」の 3 つの視点から、学校が取り組むこと、教育委員会が取り組むことに分けて、整理をいたしました。本報告書が、支援職員の運用の充実につながり、困り感を抱えた子どもたちへのさらなる支援の充実につながることを、そして、そのことによって「教員が子どもと向き合う時間」を生み出すことにつながっていくことを期待しております。

今後、教育委員会がリーダーシップを発揮し、必要に応じて学校と教育委員会が協議・調整を行いながら、人的支援の運用における改善を図っていきたいと思っております。

以上で、『人的支援運用改善検討会議報告書について』の報告を終わります。

(森武委員)

今、最初にご説明があったこの検討会による検討の目的として、選択と集中というお話がありましたけれども、この報告書全体として、例えばこういう授業に関しては選択をするということで集中するということでまとめたほうがいい、あるいは拡充したほうがいいのかというのがあれば、簡単にご説明いただければと思うのですけれども。

(教育政策担当課長)

実際に、この委員会の中ではさまざまな議論があったわけですが、結果的には、資料 11 ページでございますが、これに、現在、学校教育支援職員の一覧表をつけてございますが、これだけのものがございまして、それぞれ支援教育課や教育指導課等において所管をしております。具体的には、各主管課において学校との調整を図っていただいて、具体的な選択と集中という方向性をさらに深めていくということとしているわけです。

ですので、まだ現在、具体的にどのものとどのものをとということの、本検討委員会での検討はされておられません。

(森武委員)

様子は大体わかりました。

お聞きしたいのは、例えば 26 年度予算で一部、学力向上の関係の指導員が大幅に何倍にも増員しているような事業があったと思うのですけれども、そういう施策とこの報告書の位置づけとか関係が何かあれば教えてください。

(学校教育部長)

サポートティーチャー、13 ページのほうに、20 番ということで書いてあります。その学力向上放課後教室サポートティーチャーという部分が、26 年度は大幅に増員になるということで、これについては各学校のほうからも、その役割から大変ふやしてほしいという要望があって、この部分を増加しました。ほかの支援員とは役割もかなり異なりますので、今回、この会議の中で、この部分について選択して要らないとかというような話し合いにはなっていないというように理解しています。

(森武委員)

お伺いしたかったのが、今おっしゃった 13 ページの増やしたところなのですが、その部分は、ある意味選択をしてそれを大幅に増員したということで、この報告書を待たずにもう先行的に進められているのか、この報告書とは全く別にそれは独自の判断でふやされたのか、そのあたりのこの報告書と今実際に平成 26 年度から動かれようとしていることの関係について、わかれば教えてください。

(学校教育部長)

今回、予算的に増員した部分については、この検討会議とは直接連動してということではありません。

(森武委員)

わかりました。

そうしますと、その部分は必ず必要だろうということで先行してやられているということで、今後、この報告書をもとに統合するなり拡充するなりというのは、これを独自にさらに考えていくという理解でよろしいのでしょうか。

(学校教育部長)

委員のおっしゃるように、今後、この検討会議の報告をもとに今後の展開を考えていくことになると思います。

(齋藤委員長)

4 ページの一番上の四角の中で研修の話が出ておりまして、支援職員への研修を充実させるとあるんですが、現在は、こういう支援職員の方々への研修というのはどの範囲の方にどれぐらいの研修をやっているのか、大雑把で結構なのですが教えていただけるとありがたいのですが。

(支援教育課長)

11 ページをごらんいただきますと、支援課となっているのが大変多くなっておりますけれども、具体的にそれぞれ職務内容は違うんですが、共通している部分につきましては、学校に入って直接子どもと対応しますので、やはりその部分においては、守秘義務がかかわること等について、資料をもとに学校の中で校長に対応していただくものがあったり、あるいはこちらで決めたときにその件についてお話しするなり、やはりそこは大変重要になってきますので、ここに載っている全てのものというわけではないんですが、その部分については仕事を始める前にきちっとした指導をしております。

(齋藤委員長)

ありがとうございます。

現在のあれは今のご説明でわかったのですが、これを充実させるというのは、どういう方向にどういうことをお考えなのかは、お答えいただけますでしょうか。

(支援教育課長)

支援教育課が中心になります。学校でさまざまな課題が生じますと、この課題に対応するにはどういう職員が必要かということで、その都度ふやしていったかなりの数になってしまったんですが、今後につきましては、この冊子の趣旨にもございますとおり、やはり余り数が多過ぎてもいけませんので、もう少し総括的にできるような立場の者がまとめて対応できるような、そんなシステムにしていかなければいけないのかなという考えと、もう一点といたしましては、各学校が学校経営上どういう支援員が必要なのかというところには、各学校としての考え方があると思いますので、それにダイレクトにこたえていけるような支援員の配置の仕方というのにも検討していく必要があるというふうに考えております。

(齋藤委員長)

そうすると、今お答えいただいたのは、結局、支援職員の組織といいますかシステムといいますか、それを今後もう少し検討する必要があるというお答えだったように理解したのですが、では、個々の支援職員の方への研修を充実させるということとは違うのですか。

(学校教育部長)

申しわけございません。研修ということに関しましては、今申し上げたこと

とはちょっと内容が異なってしまいまして、申し訳ございません。

(齋藤委員長)

そうすると、個々の支援職員さんへの研修を充実させるということは、どういふことでしょうか。

(教育指導課長)

教育指導課のほうでは、学力向上のサポートティーチャー、それからアドバイザーや、学校図書館コーディネーター、それからサポーター、幾つかの支援員という立場の者がおりますけれども、それぞれ学校の実態に応じて動かなければいけないという状況もあります。これまでも、情報をそれぞれの学校で活動してきたこと、それを情報交換し、よりいい指導方法というものをお互いに出してきました。もう一歩充実させていくには、学校にいる先生方、担当者の方との連携とか、あるいは地域の方との連携とか、そういうものを含めて一緒になって研修したり、あるいは地区ごとに集まって研修したり、そういうことを今後進めていくという方向で、現在は充実させていく方向の一つとして考えております。

(三浦委員)

初歩的な質問で申しわけないのですが、2ページの「支援職員の人員・時間の不足」のところに、「子どもの困り感にいていねいに対応する」、それから後のほうにも同じ言葉がありますけれども、この子どもの困り感というのは具体的にはどんなことをあらわすのですか。

(支援教育課長)

この言葉につきましては、5年ほど前からよく教育界の中で使われる言葉になりました。子どもの困り感ということなのですが、発達障害の子どもは、理解しようと思ってもなかなか言葉が理解できなかつたり、視覚的な提示があれば見てわかるのですが、言語の説明だけですとわからない子どもがいる。また、逆の子どももいるわけでごさいます、そういう、理解しようとしているけれどもなかなか理解ができない、あるいは、理解がなかなかできなくてつらい思いをしている、こういったものをまとめて子どもの困り感というふうに呼んでおります。そして、この子どもの困り感には、指導する側が子ども一人一人に対してきちんとした対応をすれば解消できるものであるという認識でやっております。

報告事項（3）『学校給食の放射線量測定等について』

（学校保健課長）

それでは、報告事項（3）、学校給食の放射線量測定等についてご説明いたします。

本件につきましては、委員の皆様には別途ご相談させていただいておりましたが、先日の市議会教育福祉常任委員会でご報告をさせていただきましたので、その際にいただいたご意見とあわせてご報告をさせていただきます。確認の意味も含めまして、資料に沿って説明いたします。

初めに、1、放射線量測定についてですが、（1）現状に記載のとおり、本市におきましては、平成23年度の後期から、学校給食の放射線量測定を民間の検査機関に委託し実施しています。測定結果は、市のホームページで公表し、前期終了時に前期分の結果を、後期終了時に後期分と年間分の結果をまとめ、新年度初めに小学校の全保護者にお知らせをしております。

測定は2種類の方法で実施しています。①給食食材の事前測定として、月1回3品目の給食食材を、使用する月の前月末に測定する方法と、②提供食の事後測定として、実際に児童に提供した給食1食分を1週間ごとにまとめて測定し、年間を通じて調理した給食を測定する方法です。

これら給食に関する放射線量の測定につきまして、（2）今後の方針ですが、これまでの測定結果から学校給食の安全性は十分に確認できていると考えていますので、給食食材の事前測定につきましては今年度末をもって終了します。なお、本市ホームページに関係省庁等のリンクを張り、産地や他の自治体などで行われている測定の結果を確認できるようにします。

提供食の事後測定につきましては、今年度末、来週ですけれども、までの結果を確認した上で最終的に判断したいと考えておりますが、実際に児童が食べている給食の状況を把握し、児童の健康管理に役立てるため、26年度も継続していく方向で考えています。

次に、2の牛肉、干しシイタケの使用についてですが、（1）現状に記載のとおり、平成23年に、当時の暫定規制値を上回る放射線量の牛肉や干しシイタケが流通したことを受けまして、牛肉につきましては平成23年9月から、干しシイタケにつきましては同年10月から、本市の学校給食での使用を見合わせています。

（2）今後の方針に記載のとおり、これまでに全国的な検査体制も強化され、流通している食品の安全性は確保されているとそのように判断していますので、平成26年度から使用を再開いたします。なお、給食の献立は2カ月前に決定しますので、実際の使用は早くも6月以降となります。

3、公表のスケジュールに記載のとおり、3月中に市ホームページに掲載し、4月中旬には全保護者へお知らせを配布いたします。

なお、昨日の教育福祉常任委員会では、不安をまだ抱えている保護者の方もいらっしゃると思いますので、そういった方の声を聞いてほしいという意見ですとか、また、今現在も行っております産地そういったものの情報は、継続して提供してほしいといったようなご意見をいただきました。今後も、学校給食に関する保護者のご心配の声やお問い合わせには丁寧に対応してまいります。

以上で、学校給食の放射線量測定等についての説明を終わらせていただきます。

(森武委員)

大きな2番のところですけども、牛肉、干しシイタケの使用ということで、平成23年当時の暫定規制値を上回るということだったのですけれども、こちらのほうは現状では、現行の規制値を上回るようなものはもう流通していないという理解でよろしいのでしょうか。

(学校保健課長)

はい、現状の規制値を超えるものは流通しておりません。

(森武委員)

今回この牛肉と干しシイタケを再開したときに、現状、学校給食で何か使用を禁止しているようなものというのはいなくなるのでしょうか。それとも、何かほかにはまだあるのでしょうか。

(学校保健課長)

本市におきましては、この2品目だけを使用を控えておりましたが、それ以外のものについてはそのまま使っておりますので、これで基本的に使える食材は全部使うという形になります。

(三浦委員)

この牛肉、干しシイタケは、全ての産地のものが使われていなかったということですか。

(学校保健課長)

基本的に給食で使用しております牛肉、それから干しシイタケは国内産なんですけれども、国内産のどこの産地という限定でなくて、どこの産地のものも

全て給食では使用を控えていたということでございます。

報告事項（４）『「給食献立の弁当」に関するアンケート結果（速報）について』

（学校保健課長）

それでは、報告事項（４）、給食献立の弁当に関するアンケート結果（速報）につきましてご説明いたします。

初めに、１、概要に記されたとおり、中学校スクールランチ充実事業として、本年１月２７日から３１日までの５日間で実施しました試行の結果を検証するため、実施校１４校の生徒、保護者、教職員を対象としたアンケート結果の速報版になります。

今回は、２種類のアンケートを実施しました。１つは、試行期間終了後に、各校１年生２クラスを抽出し、１クラスでは生徒を、もう１クラスでは保護者を対象とし、教職員は各校全員を対象といたしました。もう１つのアンケートは、試行期間中、日ごとに注文した生徒全員を対象としたアンケートでございます。

２、アンケートの回収率、３、集計結果の表記方法につきましては、記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、資料の２ページをお開きください。４、アンケートの結果についてご説明いたします。

最初に、（１）の生徒対象アンケートですが、①の給食献立の弁当を注文したかにつきましては、４５％の生徒が「注文した」と答えています。

次に、②の給食献立の弁当を毎日販売した場合に注文したいかについては、「ぜひ注文したい」「たまには注文したい」の合計が５１．７％で、「あまり注文したくない」「注文しない」の合計が４９．３％となっております。

次に、③で「あまり注文したくない」「注文しない」と答えた理由についてですけれども、家から弁当を持ってくるが最も多く、次いで、量が合わない、事前予約が不便となっております。

次に、３ページをご覧ください。（２）保護者アンケートですが、①のお子さんが給食献立の弁当を注文したかについては、「注文した」が４８．７％となっております。生徒アンケートとほぼ同様の結果となっております。

次に、②、ふだん家庭からの弁当をどのくらい持たせているかについては、９０％以上の保護者がほぼ毎日持たせているという結果でした。

次に、③の給食献立の弁当の取り組みについての全体的な感想ですが、「よい

取り組みだと思う」が 72.6%でした。

4 ページをお開きください。④の今までの弁当販売と比較した結果ですが、給食献立の弁当のほうがよいは 30.5%、今までの弁当販売がよいは 14.1%、どちらともいえないが 55.4%でした。

次に、⑤の弁当の価格設定ですが、60.7%の保護者が「普通」と答える一方で、37.7%が「高い」と回答しています。

次に、⑥の給食献立の弁当を毎日販売した場合に注文したいかにつきましては、「ぜひ注文したい」「たまには注文したい」と答えた保護者が 70%を超え、生徒アンケートよりも高い割合となっています。

5 ページをごらんください。⑦「あまり注文したくない」「注文しない」と答えた理由については、家から弁当を毎日持たせるが最も多く、次いで、事前予約が不便、値段が高いの順となっています。

続きまして、(3) 教職員へのアンケート結果ですが、①給食献立の弁当の取り組みについての感想では、「良い取り組みだと思う」が 27.9%、「あまり良いと思わない」が 44.5%でした。

6 ページをお開きください。②の給食献立の弁当を毎日販売した場合、生徒が注文すると思うかについては、「増える」が 10.7%、「変わらない」が 50.3%、「減る」「ほとんど注文しなくなる」が 38.9%でした。

③生徒が注文しないと思う理由については、事前予約が不便という回答が最も多く、次いで、生徒の食べる量に合わない、値段が高い、などとなっています。

7 ページには、生徒・保護者・教職員アンケートの自由意見欄にあった個別の意見を記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

8 ページをお開きください。(4) の購入者アンケートは、試行期間中に実際に弁当を注文した生徒の意見です。①注文したご飯の量については、大盛、並盛、小盛の 3 種類のうち、大盛、並盛の注文率がそれぞれ 4 割弱から 5 割強程度、小盛は 1 割未満でした。

②の味についてですが、いずれの日も約半数の生徒が「良い」と回答し、「普通」が約 4 割、「良くない」は約 1 割となっています。

9 ページをごらんください。③の全体的な量についてですが、「適量」と答えた生徒がほぼ半数以上となりましたが、「少ない」と答えた生徒も平均して約 3 割いました。また、「多い」と答えた生徒も 1 割前後いました。

④また注文したいかについては、「ぜひ注文したい」「たまには注文したい」の合計が 80%程度でした。

最後になります、10 ページをご覧ください。これは今回提供した献立ごとの好き嫌いについてです。どのメニューも「大好き」「好き」を選んだ生徒が多く

なっています。

アンケート結果の説明は以上となりますが、これらに加えて、事業者へのヒアリング結果も含め全体的な検証を行い、また、あわせて平成26年度の予定など、改めてご報告させていただきたいと考えております。

以上で、報告事項(4)、給食献立の弁当に関するアンケート結果(速報)についての説明を終わらせていただきます。

(荒川委員)

事前予約がとても不評だったようなのですが、試行するような過程で業者の方などのお話し合いの中で、この部分については解決できそうな見通しはあるのでしょうか。

(学校保健課長)

今回の試行で、事業者のヒアリングも一応ほぼ終わっておりまして、そちらのほうとアンケート結果と照らし合わせているところなのですが、やはり現場からは、事前は不便だというご意見。事業者の方のご意見は、当日注文には対応できないというところがやはり強いご意見としてございます。ですので、こちら辺を次の試行までに、保護者の方も含めて周知、こういった形がとっていいのか、事業者さんとの調整が出てくるわけですが、そこが一つの大きな課題だなというふうに認識しておりまして、まだ現時点で、これをやめようとか、そういうことはちょっとすぐにはできないという状況でございます。

(森武委員)

5ページの教職員のアンケートの①番なのですが、感想なのですが、教職員のほうが余りよく思わないという方が多いような気がするのですが、これについては何か。まだ速報なので分析されていないかもしれませんが、何か理由があれば教えてください。

(学校保健課長)

個別のご意見等もいろいろいただいております、自由意見といったところです。そういった中で、今回初めての取り組みであったということ。事前予約があったり、当日のチェック、それから量が多かったという部分もありまして、学校現場にとっては各クラスの先生、それから学校によりますと弁当をさばく臨時職員の方を配置しているのですが、そういう方たちが結構大変だったというような状況がございまして、そういった印象が残っているせいではないかなというふうに現時点では判断しております。

(森武委員)

量が多かったというのは、通常の弁当とかパンの注文に比べて注文する数が多かったという意味での量が多いのか、あるいは弁当の中身が多かったという量なのか、どちらなのでしょう。

(学校保健課長)

失礼しました。注文数という量のほうでございます。

(森武委員)

今のところの設問なのですけれども、非常に細かい話で申しわけないのですけれども、設問に対する答えが「良い取り組みだと思う」「あまり良いとは思わない」「どちらともいえない」ということで、通常「よい」と「悪い」があれば、「余り」とかいう5段階に分けるとかあると思うのですけれども、3段階に分けたときになぜ「あまり良いとは思わない」という、何かよい側にシフトした設問しかないというのは、何か理由があるのでしょうか。

(学校保健課長)

すみません、深い意味はなかったのですが、はっきり悪いという回答はつくってはいないので、委員ご指摘の部分は確かにそう受けとられてしまうかなというふうにも、今、改めて感じました。

(森武委員)

今、あえて指摘させていただいたのは、「悪い」というのは多分入れる方は少ないとは思うのですけれども、こういうアンケートをとるときに、「非常によい」、例えば「ある程度よい」「どちらでもない」「少し悪い」「悪い」という5段階にすれば公平なアンケートという形になるのですけれども、こういう形とってしまうと、何かやはりアンケートをとる側がいいほうに誘導していると思われてしまうと、このアンケートの信頼性自体が疑われることになるんです。そのあたり、多分、今回の件ではそれほど影響ないと思いますけれども、次回以降少し慎重にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(学校保健課長)

それと、すみません、今、説明の中で報告が1点ございました。前回試行を行う際、ご報告させていただいた際に、森武委員から、注文の結果をご報告したときに、1週間のうち火曜日が、全体平均からすると非常に注文数が多いと。

全体で見るとそうなのですけれども、学校別に見てみると、そうでもない学校もある。その辺はどうなのでしょうかとご質問をいただいております。

それについて、各学校ごとのアンケート結果もちよっと見てみたのですけれども、これが原因ではないかというものは特になく、これは想像なのですけれども、学校の中で、頼む、頼まないという、教室などの雰囲気といいますかそういういったものが、たまたまこの学校とほかの学校とという、全体でいうと火曜日だということだったのかなということ、そちらについてちよっとよく把握できませんでした。

報告事項（5）『学校におけるアレルギー対応について』

（学校保健課長）

それでは、報告事項（5）、学校におけるアレルギー対応についてご説明いたします。

1の現状ですけれども、本市では平成22年10月に、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを作成しました。各学校においては、このマニュアルを参考にアレルギー対応を行っていただいております。

しかし、教育委員さんからもご意見をいただきましたけれども、教育委員会としてより責任を持った対応をしていく必要があるということ、学校とより連携して子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにするため、今回、マニュアルの運用につきまして3点の追加事項を学校にお願いをいたしました。今回の検討に当たりまして柱としたのは、子どもたちのアレルギーの状況を正確に把握すること、その状況を学校内でしっかりと共有すること、最も影響のある給食に関する情報を正確に伝え保護者と共有すること、の3点でございます。

2の平成26年度からの対応でございますが、まず1点目は、給食におけるアレルギー対応に関する書式の統一です。今までは、各学校で栄養職員がそれぞれ工夫をしまして、保護者とのやりとりをするための書類を作成しておりましたが、今回、全校統一の書式を、栄養教諭、栄養職員と一緒に作成をいたしました。このことで、保護者とのやりとりがより正確に、またどの学校でも同じ対応ができることとなります。

2点目は、学校における食物アレルギー対応委員会の設置です。本市が作成しましたマニュアルにも参考例として記載をしておりますが、実態といたしましては各学校では設置をされておられません。しかし、今後は既存の組織の活用も含め、校内で情報を共有する体制を整えてまいります。

3点目は、学校生活管理指導表の活用です。現行のマニュアルには食物アレ

アレルギー診断書、除去食指示書という、医師が証明をする書式を添付してございますが、こちらは必要に応じて使用していただくという状況になっております。今後は、全国的に使用されております学校生活管理指導表、こちらの書式で統一して使用することといたしました。

今回は、以上3点の追加事項でございますが、現在もアレルギー対応につきましては、医療機関との連携、消防局との連携、保護者対応での学校との連携方法など、継続して検討しております、それぞれ整理がつき次第、また改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

なお、全教職員に配布しております、指導の必携の26年度版には、緊急時の対応とアレルギーの基礎知識のページを加えるなどの取り組みも並行して行っております。今後もアレルギー対応にはしっかりと取り組んでまいります。

以上で、報告事項(5)『学校におけるアレルギー対応について』のご説明を終わらせていただきます。

(齋藤委員長)

アレルギーの問題について大変丁寧に取り組んでいただいて、感謝しております。先ほど課長もおっしゃったように、個々のアレルギーを持っている生徒さんの情報を正確にまず把握して、それを共有するということが大変大事なことなので、ぜひそれをやっていただきたいのですが、この平成26年度からの対応の(2)の、各学校でのアレルギー対応委員会、これは作っていただくのは大変結構なのですが、お作りいただいて、当たり前のことですが作りっぱなしにならないで、それをどう常時活用して意識を高めていくかということが多分大事なのだと思います。

それで、割と最近の新聞で、エピペンの使い方の全教職員に講習会をやっているという記事が、場所はどこか忘れてしまったのですが、ありました。横須賀では、エピペンを養護の先生とかではなくて普通の先生へ、学校としてエピペンの使い方の講習会みたいなものというのは、現状はどうなっているのか。あるいは、それを学校保健課のほうから何か指導しているのか、その辺を教えてくださいたいのですが。

(学校保健課長)

特に一昨年になりますが、調布市での痛ましい事故がございました。その後、急遽、年度内にうちが主催をしまして講演会等も開催して、その中で、今お話に出ましたように、エピペンを持っている児童が昨年の6月の時点で13名、本市内では12校に13名の児童・生徒がエピペンを持って生活をしております。その児童・生徒らの学校はもともとそういった意識が高くて、学校の中でも常

時そういった共有をしているような状況がございましたので、養護教諭や管理職の先生だけではなくて担任の先生ですとか一般の先生も、そういった講演会それから研修会も実施しておりまして、研修会にも参加をいただいているような状況でございます。

今、学校保健課では、また新年度に入りまして研修を幾つかの形でやっていますけれども、その中で実際にエピペンの練習器というものがありますが、実はこれが、なかなか買うことも借りることも今できない状況で、何とか今、ファイザーというメーカーが持っておりますけれども、お願いをしまして、ある一定の期間お借りをして、それを各学校に、うちのほうで巡回しながら、全ての先生に一度は触ってみていただくことをやっていきたいということで、ファイザーとその辺の話もしたところです。

そういったことで、養護教諭だけではなくて一般の先生に対しても、そういったものの周知、引き続き増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

(齋藤委員長)

ありがとうございます。

今、エピペンを持ってきている生徒さんがいない学校でも、もしかすると潜在的にそういう危険性のあるお子さんがいらっしゃるかもしれないので、今のお話を伺うとなかなか訓練も簡単にはできないようですけれども、今そういうエピペンを持っているお子さんがいない学校でも、やはり常に注意は喚起しておいたほうがいいだろうなと思いますので、今後よろしく願いいたします。

(三浦委員)

実際に器具を借りてやるのは大変なので、それは順次やっていただくことでいいのですけれども、DVDがありますから。DVDは、各先生には必ず一度は見ていただくということがいいのではないかと思います。とにかく、その場の先生が怖がって身を引いたら間に合わないことは十分あり得ますので、ぜひ検討をしてください。

(学校保健課長)

今、お話のあったDVDにつきましても、昨年11月に神奈川県教育委員会からチラシと一緒に配られたもので、全学校に一応配布はしております。それを学校の中でどのように活用していただいているかという実態は把握しておりませんが、緊急時の対応のもの等が入ったDVDを学校にはお配りしておりますので、そういったものもちょっと見る機会を持っていただくように働きか

けをしていきたいと思っています。

(三浦委員)

そこを、ですからもうちょっと強く。一応、来年度の。特に新しい先生もおられるし、古くからおられる先生も一度も見たことのない先生が多いと思いますので、配っただけではなくて、教育委員会全体として取り組むという姿勢をとっていただいた方がよいと思います。各学校で、養護の先生とかそれだけではなくて、実際に一度は見ておいていただくことを検討していただいたほうがよいと思います。よろしく願いいたします。

(学校保健課長)

その辺も学校には、新年度のなるべく早い時期に全教職員で一度は見るようにとすることで働きかけを行ってまいりたいと思います。

報告事項(6)『平成25年度横須賀市スポーツ栄光章表彰式について』

(スポーツ課長報告)

スポーツ課から2月8日(土)に開催しました、平成25年度横須賀市スポーツ栄光章表彰式の報告をさせていただきます。

スポーツ栄光章は、市内に在住、在勤、在学の方で、国際大会等に出場し顕著な成績を収めたチーム及び個人を対象に、それぞれの活躍が本市スポーツ活動の発展に寄与し、活気あふれる市民生活の実現や青少年等の意欲の向上につながることの功績を称えるために表彰するものでございます。

本年度は、団体19チーム、個人76名の方が受章されました。表彰式は、ヨコスカ・ベイサイド・ポケットにおいて、午前9時30分から行いました。出席された受章者の方全員に、市長から表彰状、教育長からメダルを受けていただきました。

また、ご来賓として市議会議長、体育協会会長、教育委員、スポーツ推進審議会委員の皆様、また国会議員、県議会議員、市議会議員の皆様等にもご出席いただきました。

さらに、受章者ご本人のほか、チームの関係者、ご家族の方等にも多数お越しいただき、会場内、約300名の方々の中で表彰式は約1時間ほどで終了いたしました。

表彰式のあとに特別講演を併せて行いました。日本体育大学教授で、ミュンヘンオリンピック・バレーボール競技の金メダリストであります森田淳悟氏を講師にお迎えしました。演題は、「金メダルを獲るためのチームワーク」と題し

まして、ご自身の経験をもとに、貴重なお話しをいただきました。

以上で平成 25 年度スポーツ栄光章表彰式の報告とさせていただきます。

(質問なし)

報告事項 (7) 『横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果について』

(中央図書館長)

報告事項 (7) 『横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果について』ご説明いたします。

調査を実施いたしました目的は、平成 24 年度に策定いたしました、第 2 次横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗状況を把握するためです。

2 の調査概要、(1) 調査内容ですが、お手元の緑の表紙の調査結果の 6 頁をお開きください。こちらは小学生への調査票で、設問は 3 つです。問 1 は、第 2 次横須賀市子ども読書活動推進計画の指標であります、1 ヶ月間の平均読書冊数です。問 2 は、本を読むことが好きか嫌いかという、読書に対する意識について、問 3 は、学校図書館の利用状況について、の調査です。

次の 7 頁をお開きください。こちらは中学生への調査票で、設問は小学生と同じ内容です。

説明資料にお戻りいただきまして、2 の (2) 調査対象ですが、抽出による市立小学校及び市立中学校の児童・生徒に対する調査で、小学生は、抽出した 12 校の 4 年生、5 年生、6 年生の各学年第 1 組に、中学生は、抽出 10 校の 1 年生～3 年生、各学年の第 1 組に調査を実施し、回答総数は 1,933 人でした。(3) 調査基準は、平成 25 年 11 月の 1 ヶ月間です。

次に、3. 調査集計結果については、調査報告書で説明させていただきます。では、緑色の表紙の調査結果の、2 頁をお開きください。問 1 の 11 月 1 ヶ月間の読書冊数の調査結果ですが、本、マンガ、雑誌のそれぞれ平均冊数を計算し、全国平均と比較しております。その中で、一番上の表の太線で囲いました「本」の平均読書冊数について、本市の小学生、中学生は、いずれも全国平均を下回っておりますが、前回調査の 23 年度との比較では、小学生は前回 4.9 冊から今回 8.1 冊と、3.2 冊の増、中学生は 2.9 冊から 3 冊と、0.1 冊の増となり、小学生、中学生とも前回より増加しています。

また、この調査からは、1 ヶ月間に 1 冊も本を読まなかった児童・生徒が把握でき、この結果は、2 頁の一番下の表ですが、小学生では 9.8%、中学生では 37.3%の児童・生徒が、1 ヶ月間に 1 冊も本を読みませんでした。

3 頁をご覧ください。問 2 の、本を読むのが好きかという問いでは、「とても

好き」、「好き」と回答した児童・生徒を合わせると、小学生では83.7%、中学生では73.2%で、非常に多くの児童・生徒が読書に好感を持っています。そして、好き嫌いによって読書冊数に大きな差があり、2つ目の表が、小学生の間1の読書冊数と、問2の読書に対する意識のクロス集計となりますが、小学生で本を読むのがとても好きと回答した児童の平均読書冊数は14冊で、大嫌いと回答した児童は2.3冊となっており、その下の中学生の表では、とても好きと回答した生徒の平均読書冊数は6.9冊、大嫌いと回答した生徒の平均読書冊数は1.2冊となっております。

次に、問3の授業以外の学校図書館の利用状況ですが、「毎日利用する」「ときどき利用する」の割合は、小学生では56.8%、中学生では23.9%といずれも前回調査を上回っています。

4頁をお開きください。3. 第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の目標値との比較ですが、計画の成果指標は5つありますが、今回の調査からは資料に記載の、「1ヵ月間の平均読書冊数」と、「1ヵ月間に本を1冊も読まない子どもの割合」の2点について把握することができました。小学生、中学生の平均読書冊数は前回調査から増加しており、また小学生の本を1冊も読まない児童割合は減少し、改善していますが、中学生の本を1冊も読まない生徒の割合は多くなり、前回調査よりも悪い結果となりました。

なお、第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の目標値は表の一番右の欄で、平成25年度から4年間の計画期間の最後の年度、平成29年度の目標値であります。

4の調査結果の分析ですが、3点記載しております。

1点目は、読書冊数について、調査対象校のうち学校図書館コーディネーターやサポーターを派遣し、学校図書館の環境整備等を行った学校の児童・生徒の読書冊数が多い傾向がはっきりと見られました。

2点目は、学校図書館の利用について、これについてもコーディネーターやサポーターの派遣実績のある学校の利用頻度が高くなっています。

3点目は、読書に対する嗜好について、中学生になると本を読むことが嫌いという回答が多くなることから、その原因を把握するため、今後の調査にあたっては小学生から中学生へかけての継続的な調査の必要性があると考えております

5頁以降は、調査実施にあたって学校にお配りしました資料を添付してあります。

説明資料にお戻りください。4の結果の公表及び報告ですが、横須賀市のホームページ及び先生方が見る学校イントラネットに調査結果を掲載するとともに、調査実施校には、自校分の集計結果をそれぞれ提供いたします。また、第

2次横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗管理を行う社会教育委員会議に計画全体の進捗状況と併せて報告いたします。

以上で、横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(荒川委員)

前回よりも数値がちょっと上向きになったということで、とてもよかったなと思っています。調査結果の分析のところでは、学校での取り組みは載っていないのですが、例えば、今、小学校でも中学校でも朝読書などに取り組んでいる学校もあると思うのですね。ですから、学校への設問になるかもしれませんが、学級によっても朝の課業前に朝読書に取り組むようなクラスもあれば、学校全体でやっているところもあるので、そういうような活動も、やっている学校とやっていない学校では、本に対する意識などもどう違うかというようなところも、知りたいと思いました。

それから、学校図書館を利用するということ、小学生の場合は、図書館まで行くのがちょっと大変なので、学級に図書館の本を持ってきて、それを利用するようなクラスや学年などもあったりするんです。そういうようなところで、もしかしたら図書館は利用したことがなくても、そういう本は読んでいるお子さんもいるのかなと思いました。これは質問というよりも意見になってしまうのですけれども、次の調査などでは、学校の取り組みみたいなものがもうちょっとわかるとうれしいと思いました。

(中央図書館長)

今回の調査は児童・生徒への設問が3つで、なるべく学校のほうに負担をおかけしないようにいたしました。この計画を平成24年度に策定したときには、今、委員のおっしゃったような学校の取り組みというの、学校に対しての調査ということで細かく行いました。次の第3次計画を策定いたします際には、現況把握ということで、学校の取り組みについての調査はやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

(森武委員)

調査方法なのですけれども、集計結果の1ページのところに書かれている、小学校では平成23年度に調査を実施した11校以外の35校を対象に平成25から27年度で各1回するというので、これを見ますと、平成23年度あるいは25から27年度の4回の調査のうちで、各学校1回しか調査されないことになると思うのですけれども、一方で、調査結果の分析で、取り組みとして学校図書

館コーディネーターを派遣した学校は冊数が多いとかいろいろ傾向があるというお話なのですけれども、今回の調査の中で、学校間の数値のばらつきというのはどれぐらいあったのかとかというのは、概略で結構ですので、わかれば教えてください。

(青木委員)

私、事務方と事前にヒアリングをいただいて、資料は手元に持っているのですけれども、この分析の中で明らかになったのは書かせていただいているのですけれども。このコーディネーター、サポーターが行ったところは、行っていないところと、見事に効果がはっきりと出ています。目標値につきましても、4年後の目標、小学校は達成しているのですけれども。

この結果を見る限り、読書を促進させるために学校に取り組んでいただくこととともに、こういう専門的な補助で子どもたちにいかに本を親しんでもらうかというような、この人間を視野に、先ほどの人的支援の人を増やすことによって、子どもたちは飛躍的に本を読むようになるという結果は出ていますので、ここは計画期間中に一人でも、地元のボランティアでもよろしいと思っていますけれども、そういうことで子どもに本を読ませることに熱意のある方を、学校に行って先生とともに指導することで、子どもの本を読むということが飛躍的にと思っています。

それと、今、森武委員が言いましたように、4年間に1回ずつの調査というのは、送ったところ、送らないところわかりませんから、できれば、クラスは1つでいいかもしれませんけれども、毎年全校調査をしろという指示はさせていただきました。それによって、朝読書の学校とそれ以外の学校では、相当の分析ができて、子どもの本を読むという習慣は身につけさせることができるかなと思っています。

中学校はやっぱり大きな敵はゲームとスマホですね。それをどうにかするというのを考えないと、なかなか厳しいというふうに思っています。

(森武委員)

今、教育長からのご説明で大体わかりました。私が言いたかったことはもう既に指示されているということで結構だと思うのですけれども、要は、学校での取り組みであったり、あるいは、一般の市立図書館との学校の立地の関係とか、例えば徒歩圏内に図書館に行ける学校、あるいはちょっと徒歩では行けないよという学校とか、それぞれあると思います。小学校の場合は特に、やはり徒歩圏内であれば児童さんだけで行けますけれども、行けないとか環境による問題もあるので、特に今まさにお話のあった、計画で目標値との比較をどうし

てもせざるを得ない状況では、こういう数値のばらつきというのが要は信頼性にかかわってくるのだと思うので、ぜひ1クラスでもいいので全校でやるということが重要だと思うのが、1点です。

あともう1点、今、最後にちょっとお話のあった小学校と中学校の差というのは、この調査って冊数なので、小学校の中学年、高学年ぐらいだと、少し対象が中学年程度のもので薄い本をどんどん読むというお子さんは冊数が出てきたり、中学に入るとある程度厚い本が出てきますと、どうしても読めるページ数というのが限られる、速くなるにしても冊数というのは限られてくると思うので、そのあたりの差もあるので、全国平均も小学校と中学校で明らかに差がありますので、そのあたり冊数だけで本当に指導を評価していいのか、あるいは読書時間であったりページ数なのか、それはどういう仕様がいいのかわかりませんが、そういうものもあるのかなという感想を持ちましたので。

調査のほうは、できれば、お手間かもしれませんがそれでも全校で継続してやるというのがやっぱり一番、特に目標と比較する場合には重要だと思いますので、ご検討のほうをお願いいたします。

(中央図書館長)

申し訳ありません、お話にあった学校間の格差、遅くなりました。

小学校で一番多い学校の平均が11.8冊です。そして一番少ない学校の平均が5.6冊でした。そして中学校のほうは、一番多い学校の平均が4.3冊です。そして、少ない学校が2.1冊でした。

申しわけありませんでした。

(森武委員)

今、まさに数値で2倍ぐらいの差があるということですので、各4分の1とか数少ない学校の調査だと、やっぱりデータの信頼性というのにもかかわってくると思いますので、先ほど言ったとおり、全校でできればということでもよろしくをお願いいたします。

(三浦委員)

ほとんど同じ意見なのですけれども、せっかくこれだけの調査をしていただいたので、オリジナルのデータがあったほうが良いと思うのです、学校間の差。ただいきなり分析のところで言葉としてぽんと出てきて。今、お話を伺うと大体、多分その差が先ほどの教育長の言われた差になってあらわれているのかなと、今伺ったのですけれども。

やはりこういうデータを、結果だけぽんと結論をぽんと出す前に、データを

ちょっと出していただくと、私たちはわかりやすくなります。

(中央図書館長)

次回、調査のときには、今日ご指摘いただいた関係データを併せてご報告したいと思います。ありがとうございます。

(森武委員)

今、せっかく三浦委員がおっしゃったので、多分、三浦委員と全く同じ意見なのですから、調査結果の分析のところでも述べられているデータですね、要は、学校コーディネーターを派遣したグループとしないグループとか何かそういうデータが、やっぱり概要とはいってもそのデータを出していただいた上でこの分析が載ってくると、報告書として正しいと思うんですけれども、その細かい平均値しか出ていない中で、分析のところでも突然、コーディネーターを派遣したグループと派遣していないグループで全然違いますよと言われても、この中から読み取ることができないので、三浦委員がそういうことをおっしゃったと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

(齋藤委員長)

今もう皆様がおっしゃったことなのですから、先ほどの人的支援のところでも、いろいろ客観的なデータを、その支援員の方を置くということは成果があるということを目に見える形で、それを予算に反映させましょうという目標があったので、まさにそういう意味でも、今のこれは皆様がおっしゃったような客観的な、コーディネーターを置くということがこんなに効果があるのですよということのまさに客観的な指標になり得ると思いますので、ぜひ今後そういうことでこれを利用できるようにやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

(中央図書館長)

ありがとうございました。次回から、客観的なデータを添付するようにいたします。

(森武委員)

すみません、もう一点だけよろしいですか。

これは図書館長というよりも、学校現場のほうのことをお伺いしたいのですが、これはコーディネーターを派遣した学校については非常に効果があると、これはもちろんそうだと思いますけれども、それは、例えば教育委員会か

らここに送りますという強制的に送っているのでは現状ないと思います。恐らく学校との話し合いの中で、学校の環境が整っているところに送っているという状況はあると思いますので、そのあたり、効果があるから、人を増やした、人を増やしたからもう無理やりローテーションのように送ったからといって、そういう効果が持続できるわけではないと思います。

そのあたりはどういうふうな分析をされておりますでしょうか。

(教育指導課長)

それこそ、人を学校に送ればそれで効果が出るかといったら、やはり効果的な活用の仕方、その先生が入ることによってよりよい読書活動ができるようにということで、積極的に希望がある学校に今はコーディネーターを派遣しています。

サポーターの部分につきましては、まずは学校図書館の整備をしないことには、なかなかそれを活用していくというところにはならないので、来年度からは月ごとに、それはもうこちらから強制的になるのですけれども、整備を進めるため、計画的にサポーターは派遣することにしました。

その派遣して整備した後の動きを、先進的にやったコーディネーターが入った学校の事例を、こちらからまた各学校に送って行って、こういう活動の仕方とか、子どもたちへの投げかけ方とか、授業のあり方とか、そういうものを捉えていただくことで、今度は、本当にコーディネーターが入ったときに、円滑に活用していただけることになるのではないかと考えていて、来年度以降からは計画的にやっていきたいと考えています。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

委員長 日程第1は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。
関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成26年3月14日(金) 午前11時21分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤 道子